平成２０年４月から

問い合わせ／保険年金課　内線2624～６
☎048-463-0283（直通）

国民健康保険制度が改正

①乳幼児の自己負担軽減（２割負担）が義務教育就学前までとなります。

医療機関にかかったときの自己負担は、３歳未満が２割となっていますが、平成20年４月１日以降は、義務教育就学前までとなります。そのため、２割負担となるのは「６歳に達する日以降の最初の３月31日まで」となります。

②退職者医療制度の対象年齢が75歳未満から65歳未満になります。

会社などを退職し、国民健康保険に加入した方で厚生年金等を20年以上もしくは40歳以降で10年以上掛けられている75歳未満の方（65歳以上で一定の障害がある方で老人保健該当者は除く）は、退職者医療制度（退職被保険者）で医療を受けておりましたが、平成20年４月１日以降は、その対象年齢が65歳未満に引き下がります。よって、65歳になると一般被保険者となります。

③療養病床入院時の「食費・居住費」負担の対象年齢が65歳以上になります。

70歳以上および後期高齢者医療保健で医療を受ける方が療養病床に入院するとき、食費と居住費を自己負担しますが、平成20年４月１日から新たに65歳以上の方も対象となります。

④高額医療・高額介護合算制度が創設されます。

国民健康保険・介護保険の両保険から給付を受ける世帯で、それぞれの自己負担額を合算して、下記の国民健康保険・介護保険を通じた自己負担限度額（毎年８月～翌年７月までの年額）を超えた場合には、その超えた分が申請に基づき支給されます。**なお、この制度を利用するための申請は、平成21年８月以降になる予定です。**詳細については、今後国等から具体的な内容が示される予定となっておりますのでご了承ください。

※平成20年４月から７月分については、平成20年８月から平成21年７月分に合算し、（　　）内の限度額が適用されます。

国民健康保険・介護保険を通じた自己負担限度額（年額）

国民健康保険＋介護保険				後期高齢者医療制度＋介護保険	
70歳未満の方		70～74歳の方			
上位所得者	126万円（168万円）	現役並み所得者	67万円（89万円）	現役並み所得者	67万円（89万円）
一般	67万円（89万円）	一般	56万円（75万円）	一般	56万円（75万円）
住民税非課税世帯	34万円（45万円）	低所得者Ⅱ	31万円（41万円）	低所得者Ⅱ	31万円（41万円）
		低所得者Ⅰ	19万円（25万円）	低所得者Ⅰ	19万円（25万円）

※自己負担限度額については、今後変更になる場合があります。

国民健康保険税が３本立て課税方式になります

後期高齢者医療制度が創設されることに伴い、平成20年４月より国民健康保険税の賦課方式が変更となります。これまでの医療給付費分、介護納付金分の２本立てから後期高齢者支援金等分が加わり３本立ての課税方式になります。税率等については下記のとおりとなります。

国民健康保険税の計算方法

次の計算式の合算額が１年間の税額になります。

（(1)～(3)は加入者１人１人の分を計算した上で合算します。）

○医療給付費分（75歳未満の方）	○介護納付金分（40歳以上65歳未満の方）	**○後期高齢者支援金等分（75歳未満の方）**
(1) 所得割額 算定基礎額×7.5% 世帯の所得に応じて算出される額 (2) 資産割額 土地・家屋に係る固定資産税額×33% 世帯の資産に応じて算出される額 (3) 均等割額 加入者１人につき12,000円 世帯の加入者数に応じて算出される額 (4) 平等割額 １世帯につき14,000円 どの世帯も同額で割り当てられる額 （賦課限度額） **47万円**	(1) 所得割額 算定基礎額×0.9% 世帯の所得に応じて算出される額 (2) 均等割額 加入者１人につき　9,000円 世帯の加入者数に応じて算出される額 （賦課限度額） **９万円**	**(1) 所得割額** **算定基礎額×0.9%** **世帯の所得に応じて算出される額** **(2) 均等割額** **加入者１人につき　9,000円** **世帯の加入者数に応じて算出される額** （賦課限度額） **12万円**

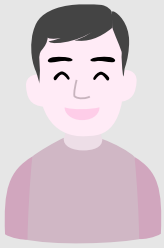

☆平成20年10月より65歳以上の方の国民健康保険税の年金からの天引きが始まります。

国民健康保険被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の国民健康保険税は、原則年金から天引き（特別徴収）となります。ただし、世帯主が国民健康保険被保険者以外の場合や年金額が18万円未満の場合、介護保険料と合算した額が年金額の２分の１を超える場合は、天引き（特別徴収）は実施されません。この場合は、納税通知書で納付していただくことになります（普通徴収）。

新しい健診・保健指導の制度が始まります

平成20年度から、40歳から74歳までの方を対象にメタボリックシンドロームに着目した特定健診および特定保健指導が実施されます。特徴としては、生活習慣病をより効果的に予防するため、メタボリックシンドロームを中心とした健診項目の健診結果などから、生活習慣改善の必要性により対象者をグループ分けし、改善の必要性に応じて保健指導を実施します。

健診は、協定医療機関で受診してください。受診される場合は、国保から送付される「特定健診受診券」が必要になります。